

関市中小企業設備資金利子補給のご案内

関市商工課（☎0575-23-6752）

関市中小企業設備資金利子補給の申請は、以下の要件・提出書類を確認して商工課までお申し込みください。

《対象者》

- 市内で1年以上、農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業除く）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業除く）以外の業種を営んでいること。
- 借入日前年の所得が、個人は800万円未満、法人は500万円未満であること。
- 市税を完納していること。

《対象設備》

- 経営合理化のための機械、営業車（乗用車には営業登録が必要）、備品の購入、設置及び、これらに伴う工場又は店舗の増築であること。

《申請期限》

- 対象設備の設置完了後、融資を受けた日から1年以内であること。

《対象融資制度および補給額》

対象融資名	金融機関からの設備資金融資
資金用途	設備資金
補給額	対象融資1,000万円までの年利2%以内の利子に対する1年分の利子額 ※所得による区分あり
備考	・対象融資額が1,000万円を超える場合、および運転資金と併用の場合は融資額の案分によって利子を補給 ・年利が2%を超える場合は年利の案分によって利子を補給

《所得による区分》

区分	所得金額（前年）	対象融資限度額	対象利率
個人	500万円未満	1,000万円	年利2%以内
	500万円以上800万円未満	500万円	年利2%以内
	800万円以上	対象外	対象外
法人	300万円未満	1,000万円	年利2%以内
	300万円以上500万円未満	500万円	年利2%以内
	500万円以上	対象外	対象外

《提出書類》

- 申請書・設備計画書（市HPに様式有）
- 融資証明書（借入金融機関の証明）（市HPに様式有）
- 請求書（市HPに様式有）
- 略地図（市HPに様式有）
- 償還表の写し
- 対象設備の写真、見積り、カタログ等（3点セット）
- 設備費用支払い領収書の原本
（原本確認後、写しを取らせて頂き、原本はお返しいたします。）
- 建築確認済証の写し及び図面（工場、店舗等の増築の場合）
- 自動車検査証（営業車の場合）
- 所得証明書（借入年度の前年分、有料）
個人：税務課の証明
法人：関税務署にて証明（tel 0575-22-2233） ※借入日前の決算期の所得証明
- 納税証明書（**完納証明書**、有料）
- 個人：市内に店舗等のあることがわかる書類（**個人事業主全員**）
法人：営業証明書（**市外に本店がある法人のみ**、税務課にて証明、有料）

※その他必要に応じて添付書類を提出していただきます。

※利子補給は1年分の償還を完了した後の10月または4月に行われます。